

租税特別措置等の効果検証手法の検討に関するポイント

(1) 本調査の目的

- 今回の調査研究は、どこまでを租税特別措置等による効果とするかの整理を通じて、今後、各府省が自ら効果検証を行う際の着眼点を示すことを目的として実施したものである。
- 分析の限界や、改善に向けたポイントを整理し、効果検証になじみのない各府省担当者が効果検証を行うことになった場合、どのようなことに留意すればよいのか、分かりやすく伝えることを目指している。

(2) 本調査の実施概要

- 本調査研究のうち、定量分析にかかる箇所については、請負業者（デロイトトーマツコンサルティング合同会社）を中心に実施、定性分析にかかる箇所については、総務省行政評価局を中心に実施した。
- ただし、分析に向けた事前準備（ロジックモデルの作成、データ収集等）から分析結果の解釈までの一連の流れについては、いずれの措置についても、総務省行政評価局が、関係府省（財務省、経済産業省、国土交通省、厚生労働省）及び請負業者の協力を得つつ実施した。
- 調査の結果、各租特について利用できるデータの制約等により、頑健な分析結果が得られたものは、ごく一部にとどまる。

租特効果検証から得られた示唆等

効果検証を実施する過程で得られた示唆の概略

フェーズ	気付き	今後の方向性
ロジックモデルの作成	ロジックモデルの作成を通じて、関係者間の共通認識を持つことができる。	ロジックモデルの活用を通じて、関係者間の議論を深めることで共通認識の醸成を図ることが必要である。
データの入手	公的統計の個票データを入手するまでには相当な時間を要する。	効果検証の際は、個票データの入手に時間がかかることを想定して、計画を立てる。
	処置群として設定すべき租特の適用事業者を、網羅的に把握することは困難である。適用事業者を網羅的に把握できていない場合、対照群として設定すべき、租特を適用していない事業者も同様に把握することが困難である。	効果検証の実施前の段階で、租特の適用事業者を捕捉するための仕掛けを設計しておくべきである。 今後、個社データ（処置群、対照群とも）を捕捉するためには、公的統計による捕捉可能性を探るなど、どのような方法が成立する可能性があるか検討を進めることが望ましい。
リサーチデザインの整理	推測統計分析に必要なデータをすべて入手することは現状では難しい。	効果検証に必要なデータを取得するためには、事前の設計が重要である。
分析の実施	因果推論の手法を用いた統計分析を実施しても、必ずしも政策効果を解釈可能な、統計的に頑健かつ有意な分析結果を得られるとは限らない。	分析に当たっては、入手できるデータや分析結果も含めて当初の想定どおり進まないことが多いことを事前に考慮し、スケジュールも含めて分析を実施することが必要である。
	記述統計分析からも役に立つ情報が得られる。	記述統計分析は比較的容易に行うことが可能であるため、積極的に担当府省でも内製することを目指すことが望ましい。
	定量分析には、測定できることの限界が存在するため、ヒアリングなどを通じて定性情報を収集することも有意義である。	租特の効果を把握する際には、定量分析のみではなく、定性情報からも把握することも検討する。

租税特別措置の4種類の効果について

本調査研究では、統計調査の調査票情報等を用いた定量分析のほか、ヒアリング調査も実施した。その結果、租税特別措置の効果には、4種類（①トリガー効果、②押し上げ効果、③波及的效果、④副次的効果）があるとの示唆が得られた。

(参考) 租特効果検証テーマ一覧と効果検証の結果概要

	府省名	措置名	概要	効果検証の結果概要
1	経産省	中小企業経営強化税制(経強)	中小企業等経営強化法による認定を受けた計画に基づく設備投資について、 税額控除(10%)又は即時償却 の適用を認める措置。※資本金3,000万円超の場合は7%	経強と中促は、制度の内容や改正タイミングが類似しており、それぞれの効果を切り分けた分析が困難であった。 このため、適用事業者(経強または中促を適用した事業者)と、非適用事業者(経強や中促を適用していない事業者)間で差の差分析を行った。 その結果、投資、売上、労働生産性へのプラスの影響の可能性が示されたが、入手できたデータの範囲・サイズにも制約があったことから、可能であった分析範囲にも限界があること等の示唆が得られた。
2	経産省	中小企業投資促進税制(中促)	一定の設備投資を行った場合に、 税額控除(7%)(※)又は特別償却(30%) の適用を認める措置。※税額控除は資本金3,000万円以下の中小企業者等に限る	
3	経産省	研究開発税制	法人税額から、試験研究費の額に 税額控除割合(最大30%)を乗じた金額を控除 できる制度。法人税額に対する控除割合は45%が上限	研究開発に係る企業内部での意思決定過程において、措置がどのように機能しているのかを明らかにするため、主に製造業の大企業に対するヒアリングを実施し、措置が廃止された場合の影響等に関する示唆を得た。
4	国交省	半島振興税制	半島振興対策実施地域における事業者の産業振興機械等の取得等に係る確認申請書に基づく製造業、旅館業、農林水産物等販売業及び情報サービス業等の用に供する設備投資について、 5年間の割増償却(機械は32%、建物48%) を認める措置	サンプルサイズが小さく、十分に信頼できる結果は得られなかった(参考までに実施した差の差分析の結果は、設備投資額や資本装備率を押し上げている可能性を示唆)。
5	厚労省	高額医療用機器	取得価格500万円以上の高額な医療用機器を取得した場合に 12%の特別償却 を認める措置	サンプルサイズが小さく、十分に信頼できる結果は得られなかった(参考までに実施した差の差分析の結果は、高額な医療用機器の購入金額を押し上げている可能性を示唆)。 なお、当該措置については、分析に利用できるデータを収集するため、既存のアンケート項目の改善策についても整理した。